

その他関連制度の主な改正内容（案）

平成20年12月24日
人事院職員福祉局

1. 給与関係

- ・ 昇給のいわゆる6分の1計算について、職員の勤務しなかった日数を計算するに当たり、1時間を単位とする病気休暇等の時間を日に換算するときは、7時間45分をもって1日とする等の改正を行う。これに伴い、改正前の規定の適用等について、所要の経過措置を設ける方向で検討する。
- ・ 期末手当、勤勉手当及び期末特別手当の在職期間等の計算について、時間を日に換算する場合は、7時間45分をもって1日とすることとする。これに伴い、改正前の規定の適用等について、所要の経過措置を設ける方向で検討する。

2. 研修関係

職員に日常の執務を離れて専ら研修を受けることを命ずる場合において、各省各庁の長が自ら研修を実施するときは、その課業時間を1日につき原則7時間45分以内とする。

3. 保健及び安全保持関係

勤務時間の状況その他の事項が職員の健康の保持を考慮して人事院が定める要件に該当する職員から申出があった場合に行う面接指導について、当該要件である時間外勤務時間等の算定の元となる1週間当たりの勤務時間を38時間45分とすることとする。

4. 災害補償関係

離職後に療養のため通院することにより1日の一部に勤務することができない時間がある場合において、休業補償については平均給与額の100分の60に相当する額を、休業援護金については休業補償に係る平均給与額の100分の20に相当する額を、それぞれ8で除して得た額にその時間（1時間未満の端数切り捨て）を乗じて得た金額とされていることについて、1日の勤務時間が7時間45分となることから所要の改正を行う。

5. 職員団体関係

職員団体の業務への短期従事を許可された場合において、1時間を単位として与えられた許可を日に換算するときは、7時間45分をもって1日とすることとする。

以 上